

宮城県医学生修学資金 制度ガイドブック

医学生修学資金キャリア形成プログラム



令和3年12月

宮城県保健福祉部医療人材対策室

(宮城県医師育成機構事務局)

目 次

I	はじめに	2
II	制度概要	4
III	貸付申請から貸付金交付まで	6
IV	義務履行について	8
V	指定医療機関での勤務について	10
VI	その他	11
VII	よくある質問	12
VIII	様式集	13

I はじめに

1 県内の医師数の状況等について

「平成30年（2018年）医師・歯科医師・薬剤師調査」によれば、人口10万対医師数は全国平均で258.8人であるのに対し、本県（仙台市含む）の人口10万対医師数は、250.1人となっており、本県の人口10万対医師数は概ね全国平均並の状況です。

しかし、二次医療圏別にみると人口10万対医師数は、「仙台医療圏」では293.1人、「仙南医療圏」では161.8人、「大崎・栗原医療圏」では173.6人、「石巻・登米・気仙沼医療圏」では163.0人となっており、「仙台医療圏」以外の医師不足は全国平均を大きく下回っている状況です。

県では、医師が充足している仙台市以外の自治体病院等の医師確保を支援するため、様々な医師確保支援事業を推進しており、医学生修学資金事業もその取組の一環です。

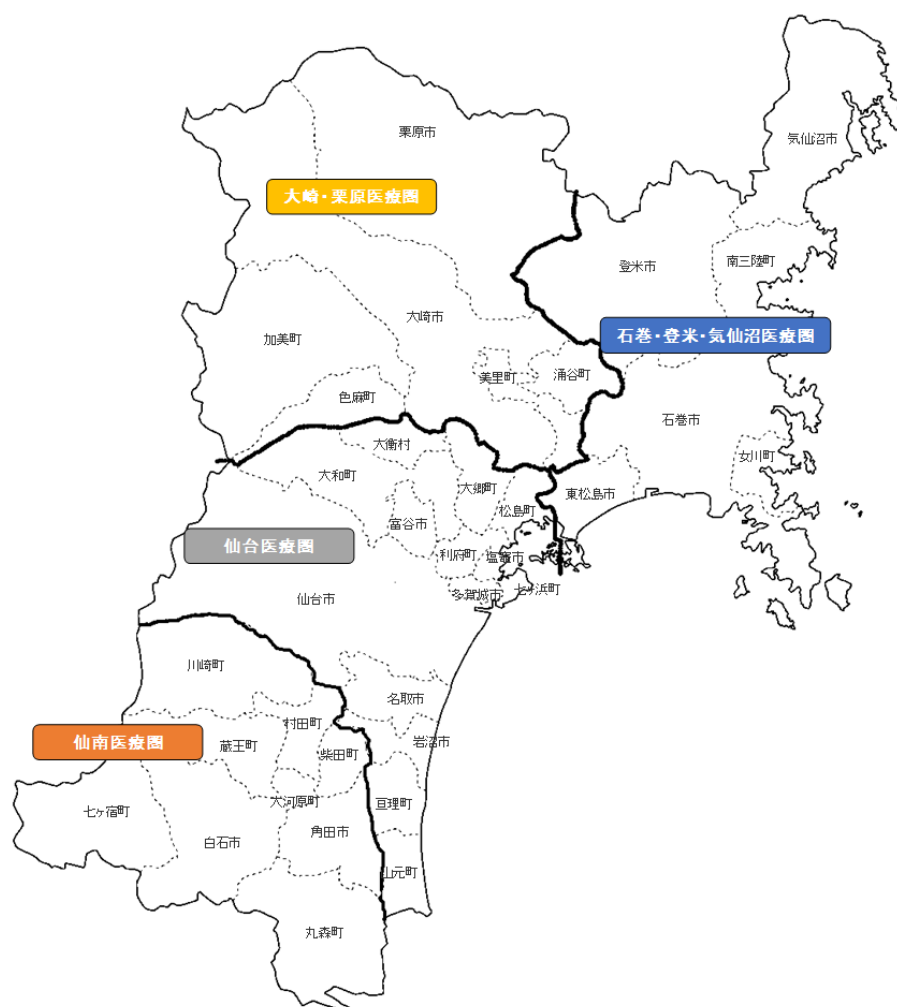
2 宮城県医学生修学資金制度について

本制度は、将来、県内（仙台市内を除く）の医療機関等に勤務しようとする医学生を対象に、修学資金を貸与することにより、地域医療における医師の確保を図ることを目的としており、平成17年度から実施しています。

3 本ガイドブックについて

本ガイドブックは、宮城県医学生修学資金における各種ルールや手続き等を分かりやすく、修学資金貸与学生・医師の皆様にお伝えすることを目的として作成したものです。

宮城県の二次医療圏



県内の人口10万対医師数の推移

(単位：人)

	2006 (H18)	2008 (H20)	2010 (H22)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	2018 (H30)
全国（参考）	217.5	224.5	230.4	237.8	244.9	251.7	258.8
宮城県	208.7	218.2	222.9	230.5	232.3	242.6	250.1
医療圏	仙南	136.4	131.2	140.5	143.7	147.4	158.3
	仙台	253.7	266.7	269.9	275.7	275.0	284.2
	大崎・栗原	143.0	141.6	149.1	157.5	160.3	171.7
	石巻・登米・気仙沼	127.5	132.8	136.1	143.1	148.4	158.3

【出典：医師・歯科・薬剤師調査 隔年12月31日現在】

※県内人口は宮城県推計人口（各年10月1日）により算出

II 制度概要

1 制度の目的

本制度は、将来医師として地域医療の業務に従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸与することにより、地域医療における医師の確保を図ることを目的としています。

2 貸付対象者

- ① 平成22年度から令和3年度までの間に東北大学医学部医学科3年次に在籍していた学生（東北大学卒）
- ② 令和2年度以降に東北大学医学部医学科地域枠入試で入学した学生（東北大学地域枠）

3 貸付金種別

	東北大学枠	東北大学地域枠
対象者	東北大学医学部3年生	東北大学医学部地域枠入学者
貸付金額	月額10万円	月額10万円
償還免除要件※	(～H30年度修学資金貸与医師) 医学部卒業後8年以内に4年間を 知事指定医療機関で勤務したとき (H31年度～修学資金貸与医師) 医学部卒業後10年以内に6年間 を知事指定医療機関で勤務したとき	医学部卒業後15年以内に9年間を 知事指定医療機関で勤務したとき。

※ 償還免除要件の詳細については、各貸付年度の募集要項を御確認ください。

※ 平成17年度から平成31年度までは「一般枠」の募集をしておりましたが、現在は新規募集をしておりませんので、本ガイドブックでは償還免除等の要件の説明を割愛しますが、各種申請手続き等の流れは、基本的に東北大学枠・東北大学地域枠と同様です。

4 利息等

償還免除の要件を満たさない場合又は制度を離脱する場合等については、修学資金の額に年10%の利息が発生します。また、期限までに償還しない場合は、修学資金の額に年15%の遅延利息が発生します。

5 知事指定医療機関

医学部卒業後、一定期間知事が指定する医療機関で勤務することにより、貸付金の償還免除が行われます。

なお、知事指定医療機関については、毎年度更新され、県HPにて公開されます。

※県HP：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryujinzai/igakusei-syuugaku.html>

<参考>

令和4年度知事指定医療機関

【臨床研修】

(仙南医療圏) みやぎ県南中核病院

(大崎・栗原医療圏) 大崎市民病院, 栗原市立栗原中央病院

(登米・石巻・気仙沼医療圏) 登米市民病院, 石巻赤十字病院, 気仙沼市立病院

※ 仙台医療圏の医療機関での勤務の取扱いは、貸付決定年度によって異なります。詳細については各年度の募集要項等を確認してください。

【臨床研修後】

(仙南医療圏) 公立刈田総合病院, みやぎ県南中核病院, みやぎ県南中核病院附属村田診療所, 蔵王町国民健康保険蔵王病院, 国民健康保険川崎病院, 丸森町国民健康保険丸森病院, 七ヶ宿町国民健康保険診療所

(仙台医療圏) 塩竈市立病院, 宮城病院, 公立黒川病院

(大崎・栗原医療圏) 大崎市民病院, 大崎市民病院鹿島台分院, 大崎市民病院岩出山分院, 大崎市民病院鳴子温泉分院, 大崎市民病院田尻診療所, 公立加美病院, 涌谷町国民健康保険病院, 美里町立南郷病院, 栗原市立栗原中央病院, 栗原市立若柳病院, 栗原市立栗駒病院, 栗原市立高清水診療所, 栗原市立瀬峰診療所, 栗原市立鶯沢診療所, 栗原市立花山診療所

(登米・石巻・気仙沼医療圏) 登米市立登米市民病院, 登米市立米谷病院, 登米市立豊里病院, 登米市立上沼診療所, 石巻市立病院, 石巻市立牡鹿病院, 石巻市雄勝診療所, 石巻市田代診療所, 石巻市橋浦診療所, 石巻市寄磯診療所, 石巻赤十字病院, 女川町地域医療センター, 気仙沼市立病院, 気仙沼市立本吉病院, 南三陸病院

Ⅲ 貸付申請から貸付金交付まで

1 貸付申請

修学資金の貸与を受けようとする場合は、知事が指定する日までに下記書類を県に提出する必要があります。

(提出書類)

- ① 医学生修学資金貸付申請書（様式第一号）
- ② 大学の在学証明書
- ③ 戸籍抄本又はこれに代わるもの
- ④ 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第二号）
- ⑤ その他知事が必要と認める書類

2 貸付決定

- ・ 貸付申請受理後、書面による審査のほか、原則として面接等による審査を行います。
- ・ 上記審査・面接等により貸付が適当と認められる場合は、「医学生修学資金貸付決定通知書（様式第四号）」により通知し、貸付決定となります。

3 契約締結（平成31年度以降の修学資金貸与学生・医師のみ）

貸付決定後、知事と修学資金の貸付を受ける者及び連帯保証人2名は、医学生修学資金貸付契約を締結します。当該契約は、東北大学地域枠貸与者を除き、貸付金交付期間中毎年度締結します。

※ 東北大学地域枠貸与者は、貸付決定時から卒業時までを貸与期間とする契約を締結します。

4 連帯保証人

- ・ 貸与学生は、二人の連帯保証人を立てる必要があります。当該保証人は、貸与学生と連帯して債務を負担することとなります。
- ・ なお、保証人は、独立の生計を営み、修学資金の償還及び利息の支払いの責任を負うことができる資力を有する者でなければなりません。
- ・ さらに、貸与学生が未成年であるときは、保証人のうち一人は法定代理人である必要があります。ただし、特別の事情があるときはこの限りではありません。

5 交付申請書の提出

貸与学生は、修学資金貸与期間中、毎年度、下記書類を県に提出する必要があります。

(提出書類)

- ① 医学生修学資金交付申請書（様式第六号）
- ② 所属する学年が記載された在学証明書
- ③ 口座振替依頼書
- ④ 医学生修学資金貸付契約書

6 修学資金の交付

修学資金は、毎年度6月・7月・10月・1月に3か月分ずつ交付します。

7 留年・休学等の取扱い

留年・休学期間中の貸付金交付は休止されます。

留年・休学となった場合は、必ず届出書（様式第十号）を県に提出してください。

貸付金申請～交付までのフロー

1 貸付申請

<提出書類>

- ①医学生修学資金貸付申請書（様式第一号） ②大学の在学証明書
- ③戸籍抄本等 ④在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第二号）
- ⑤その他知事が必要と認める書類

2 審査・面接

3 貸付決定通知

4 交付申請・契約締結

<提出書類>

- ①医学生修学資金交付申請書（様式第六号）
- ②所属する学年が記載された在学証明書 ③口座振替依頼書
- ④医学生修学資金貸付契約書

5 貸付金交付

<交付時期>

- 6月（4月～6月分） 7月（7月～9月分）、
- 10月（10月～12月分） 1月（1月～3月分）

初年度のみ

毎年度

IV 義務履行について

1 償還免除の要件（原則）

※ 詳細については、各貸付年度の募集要項に記載していますので、御確認ください。

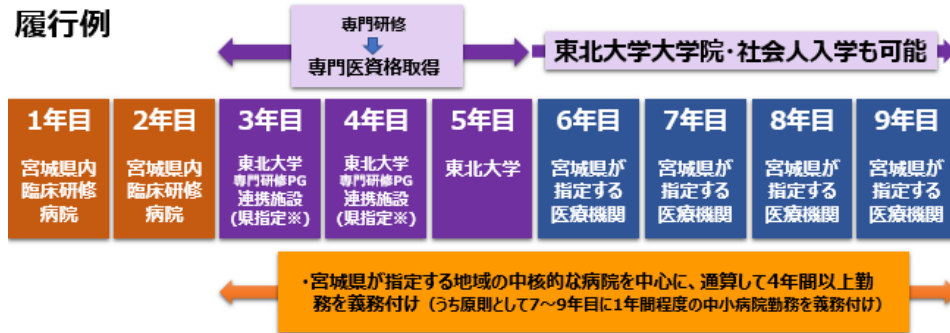
貸付金種別	東北大学枠		東北大学地域枠
	～H30年度	H31年度～	
義務履行の要件	大学卒業後 <u>8年以内</u> に <u>4年間</u> を知事指定医療機関で勤務	大学卒業後 <u>10年以内</u> に <u>6年間</u> を知事指定医療機関で勤務	大学卒業後 <u>15年以内</u> に <u>9年間</u> を知事指定医療機関で勤務
初期臨床研修	制限なし	県内の基幹型臨床研修病院で従事すること ※知事指定医療機関で勤務した場合は当該期間を義務カウント	県内の基幹型臨床研修病院で従事すること ※知事指定医療機関で勤務した場合は当該期間を義務カウント
初期臨床研修後の勤務	制限なし	【専門医研修】 ①原則として、県内の医療機関が基幹施設となる専門医プログラムに登録すること。 ただし、東北大学大学院医学系研究科において基礎研究等のための在学等はこの限りではない。 ②基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が連携施設となっている場合は、半年以上当該連携施設で従事すること。	【初期臨床研修後の勤務】 原則として義務年限9年のうち7年目から9年目は1年間程度中小病院で勤務すること。
みなし勤務①	東北大学病院における勤務（初期研修・後期研修及び東北大学院医学系研究科在学期間）については、 <u>2年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。	①東北大学病院における勤務（初期研修・後期研修及び東北大学院医学系研究科在学期間）については、 <u>3年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 ②知事指定医療機関以外の県内の基幹型臨床研修病院での勤務は初期研修に限り、 <u>2年を限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。 ③①と②のみなし勤務期間は合わせて3年間がみなし勤務の上限となる。	初期研修後の東北大学病院勤務あるいは東北大学院医学系研究科在学期間は <u>3年度限度</u> として知事指定医療機関で勤務したものとみなす。
みなし勤務②	初期研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した場合は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関とみなすことができる。 ※この期間は、上段の2年を限度とするみなし勤務①の期間には算入しません。	初期研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した場合は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関とみなすことができる。 ※この期間は、上段の3年を限度とするみなし勤務①の期間には算入しません。	初期研修において、東北大学病院の「地域医療重点プログラム」を選択した場合は、同プログラムにより東北大学病院以外の知事指定医療機関に配置された期間を知事指定医療機関とみなすことができる。 ※この期間は、上段の3年を限度とするみなし勤務①の期間には算入しません。

<参考>

東北大学地域枠キャリア形成プログラム（9年間）

- 義務履行期間：9年間
- 初期臨床研修：宮城県内病院での研修を義務付け
- 義務履行猶予期間：6年間
- 初期臨床研修後の義務履行期間7年間のうち、3年間を限度に東北大学病院勤務・大学院在学を義務履行として算入可能

履行例



※「県指定」は「宮城県が指定する医療機関」を省略したものです。

2 償還免除の手続き

修学資金貸与医師は、義務満了後、提出書類を知事に提出し、償還免除決定通知書を受理することにより、貸付金及び利息の債務が免除されます。

<提出書類>

- ① 医学生修学資金償還免除申請書（様式第十五号）
- ② 業務従事証明書（様式第十六号）

3 償還期限の延長

修学資金貸与医師が、災害、病気、出産、育児その他の正当な事由により、償還期限までに義務履行できないと知事が認めた場合は、償還期限を延長することができます。

<提出書類>

- ① 業務対象期間延長承認申請書（様式第12号）
- ② 延長の事由を証明する書類

4 一括償還について

償還期限までに義務履行ができない場合や制度離脱をする場合は修学資金の額に、当該貸付を受けた日から償還の日までの日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額を一括償還していただきます。

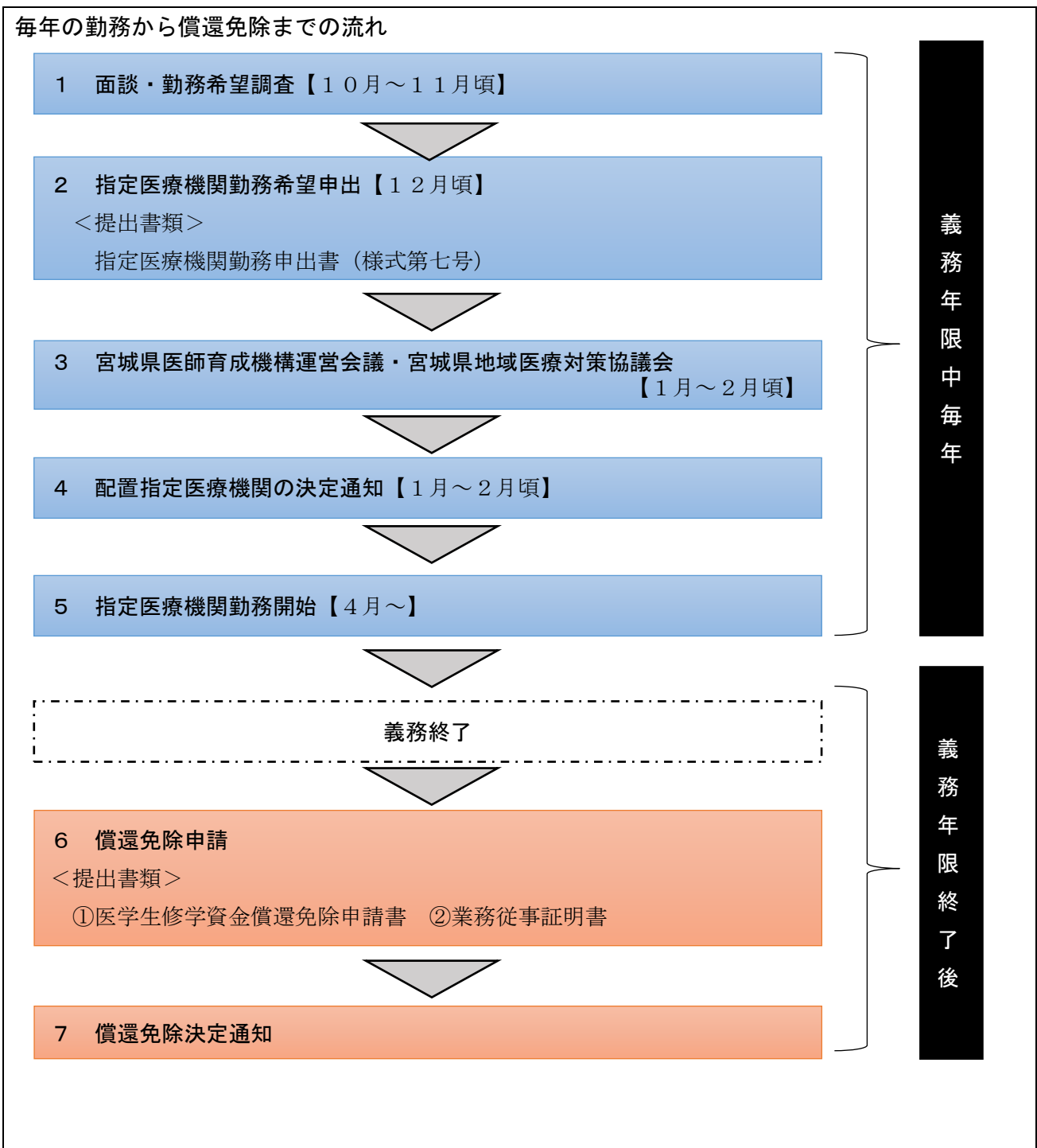
なお、一括償還は県が指定する金融機関で所定の方法により行っていただくこととなります。

また、元金及び利息を指定期日内に納入いただけない場合は、年15%の遅延利息を請求します。

V 指定医療機関での勤務について

修学資金貸与医師の勤務先は、県で医師不足解消を図るために実施している他事業（自治医科大学やドクターバンク事業等）の医師と併せて、政策的医師配置により決定されます。

政策的医師配置は、医師会、大学、医療機関及び県等で構成される宮城県医師育成機構運営会議や宮城県地域医療対策協議会での協議を経て決定されます。



VI その他

1 面談・調査等について

勤務状況や次年度以降の配置希望を確認するため、定期的に面談や調査等を実施します。
(例年実施する面談・調査等)

- ・ 勤務状況調査 (7月～8月頃)
- ・ 面談 (10月～11月頃)
- ・ 次年度勤務に関する調査 (12月～1月頃)

2 各種届出について

以下のいずれかに該当するときは、届出書(様式第十号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に届出をする必要があります。

<届出事由>

- ① 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、又は停学の処分を受けたとき。
- ② 大学の課程において同一の学年を重ねて履修することとなったとき。(留年)
- ③ 修学資金の貸付を受けることを自体するとき。
- ④ 大学における修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- ⑤ 氏名又は住所を変更したとき。
- ⑥ 医師の免許を取得したとき。
- ⑦ 業務に従事したとき又は業務に従事している知事指定医療機関に変更があったとき。
- ⑧ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。

※ 県から修学資金貸与学生・医師の皆様への連絡は基本的に電子メールで行います。電子メールアドレスに変更があった場合も必ず、県に御連絡願います。

Ⅶ よくある質問

Q1 保証人は両親で大丈夫ですか？

A1 保証人は、独立の生計を営む者である必要があります。両親が独立の生計を営む者でない場合、別な方を保証人とする必要があります。

Q2 他の奨学金等の貸与を受けていますが、本修学資金の貸与を受けることができますか？

A2 他の奨学金の貸与を受けていても、本修学資金の貸与を受けることができます。

ただし、県内市町村が実施する同種の医学生修学資金の貸与を受けている場合は、県修学資金と市町村修学資金の償還免除に係る勤務期間が重複する場合には、当該勤務期間は県修学資金の義務カウントには含まれません。

市町村修学資金の貸与を受けている方・受けようとする方は必ず県に申し出てください。

Q3 産休・育休期間中の義務カウントはどうなりますか？

A3 産休（産前6週、産後8週）期間については、義務カウントされません。

一方、育休期間については、義務カウントされません。

ただし、育休を取得される場合であっても、業務対象期間延長申請書（様式第十二号）を提出し、知事の承認を得た場合には、義務履行期限を延長することができます。

Q4 海外へ留学する場合、義務履行期限を延長することができますか？

A4 できません。

義務履行期限を延長することができるのは災害、病気、出産、育児等の事由に限られます。

Q5 月の途中で知事指定医療機関から知事指定以外の医療機関に異動となった場合の義務カウントはどうなるか？

A5 一月未満の端数があるときは、一月として義務カウントします。

年度途中で勤務先の変更がある場合は、必ず事前に県に申し出てください。

Q6 償還免除申請の際に添付する「業務従事証明書」はどこで発行してもらえるのか？

A6 各医療機関の医事課・総務課・人事課等で発行されます。

詳細については、各医療機関にお問合せください。

Q7 修学資金の償還は、分割で返還できないのでしょうか？

A7 修学資金の返還は、一括での返還が原則です。

VIII 様式集

各種様式については、県医療人材対策室HPに掲載しております。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryujinzai/igakusei-syuugaku.html>)

※ 本ガイドブックに掲載している様式は県から貸付決定を受けている方用のものです。宮城県医師育成機構から貸付決定を受けている方用の様式は、上記HPから確認ください。

1 医学生修学資金貸付申請書（様式第一号）

様式第1号（第4条関係）

医学生修学資金貸付申請書					
宮城県知事		殿		年 月 日	
申請者（本人）氏名				印	
<p>医学生修学資金の貸付けを受けたいので、医学生修学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>なお、貸付けを受けることとなったときは、同条例及び医学生修学資金貸付条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要従事期間、指定医療機関における業務に従事します。</p>					
本人	ふりがな			大学名等	大学 学科 所属する学年
	氏 名				
	生年月日及び年齢	年 月 日（満 歳）			
	現住所及び電話番号	〒	() -		
	帰省先住所及び電話番号	〒	() -		
保証人となる 予定の 者	（ふりがな） 氏 名	() 印	生年月日 及び年齢	年 月 日 （満 歳）	
	現住所及び電話番号	〒	() -	続柄	
	職 業		年 収	税込 円	
	（ふりがな） 氏 名	() 印	生年月日 及び年齢	年 月 日 （満 歳）	
	現住所及び電話番号	〒	() -	続柄	
	職 業		年 収	税込 円	
申請者が貸付けを受ける医学生修学資金については、本人と連帯して責任を負担します。					
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の在学証明書 2 戸籍抄本又はこれに代わるもの 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書（様式第2号） 4 保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書 5 その他知事が必要と認める書類 					

2 医学生修学資金貸付者推薦調書（様式第二号）

様式第2号（第4条関係）

医学生修学資金貸付者推薦調書			
大学名			推薦順位
(ふりがな) 氏名	()	入学年月 卒業予定年月 在学年	年 月 年 月 第 学年
生年月日	年 月 日生(満 歳)		
学業に関する状況			
健康に関する状況			
その他意見（申請者の人物評価等その他推薦事項：任意記入）			
上記の者は、 <u>医学生修学資金の貸付を受ける者</u> として適当と認められますので推薦をします。			
宮城県知事		殿	
		年 月 日	
		大学の学長又は学部長	
		印	

- * 2人以上推薦の場合は、推薦順位を記載してください。
 なお、審査の参考とさせていただきますので御了承願います。

3 保証人変更願（様式第三号）

様式第三号（第五号関係）

保証人変更願				
宮城県知事 殿			年 月 日	
申請者（本人）氏名			印	
<p>次のとおり保証人の変更を承認してください。</p> <p>変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して医学生修学資金 貸付条例に基づき修学資金及び利息の返還の債務を負担します。</p>				
新 保 証 人	（ふりがな） 氏 名	（ 印	生年月日 及び年齢	年 月 日 （満 歳）
	現住所及び電話番号	〒 () -		続柄
	職 業	年 収	税 込 円	
旧 保 証 人	（ふりがな） 氏 名	（ 印	生年月日 及び年齢	年 月 日 （満 歳）
	現住所及び電話番号	〒 () -		続柄
変更の事由				
変更年月日		年 月 日		
<p>添付書類 新保証人の欄に押印した保証人の印鑑登録証明書</p>				

4 医学生修学資金交付申請書（様式第六号）

様式第6号（第8条関係）

年度医学生修学資金 交付申請書		年 月 日
宮城県知事	殿	
	申請者 住 所 氏 名	印
医学生修学資金 貸付条例施行規則	{ 第8条第1項 第8条第2項 }	の規定により、 年 月から 年
月までの修学資金 として下記金額の交付を申請します。		
記		
金		円

添付書類 在学証明書

5 指定医療期間勤務申出書（様式第七号）

様式第7号（第9条関係）

医療機関勤務申出書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
申出者	住 所
	氏 名
	印
医学生修学資金貸付条例施行規則第9条第1項の規定により、下記により医療機関での勤務を希望します。申し出ます。	
勤務希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務希望診療科	
配置先についての希望等	

6 業務対象期間延長申請書（様式第十二号）

様式第12号（第12条関係）

業務対象期間延長申請書									
<p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>医学生修学資金貸付条例第11条第3項の規定により、下記のとおり業務対象期間を延長したいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%;">医籍登録番号及び登録年月日</td> <td style="width: 55%;">(号) 年 月 日登録</td> </tr> <tr> <td>在職している医療機関の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長を希望する理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延長を希望する期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> </table>	医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録	在職している医療機関の名称		延長を希望する理由		延長を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">印</p>
医籍登録番号及び登録年月日	(号) 年 月 日登録								
在職している医療機関の名称									
延長を希望する理由									
延長を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで								
<p>添付書類</p> <p style="text-align: center;">延長を希望する理由の欄に記載する事由を証する書類</p>									

7 医学生修学資金償還免除申請書

様式第15号（第13条関係）

医学生修学資金償還免除申請書		年 月 日
宮城県知事	殿	
申請者	決定番号 住 所 氏 名	印
<p>医学生修学資金貸付条例第11条又は第12条の規定により、下記のとおり修学資金の償還及び利息の支払の全部又は一部の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
貸付けを受けた者の住所		
貸付けを受けた者の氏名		
貸付けを受けた者の生年月日及び年齢	年 月 日（満 歳）	
貸付けを受けた修学資金の償還未済額	金	円
償還未済額のうち免除を受けようとする額	金	円
業務に従事した指定医療機関の名称及び期間	名称	期間
医籍登録番号及び登録年月日	（ 号 ） 年 月 日 登録	
休職の有無及びその期間		
死亡又は退職の理由及び年月日	年 月 日（ 死亡 ・ 退職 ）	

備考 該当しない事項の欄には「該当なし」と記入してください。

添付書類

- 1 業務に従事した指定医療機関の名称及びその期間を証明する書類（様式第16号）
- 2 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書類

8 届出書

様式第19号（第15条関係）

届 出 書	
年 月 日	
宮城県知事	殿
	住 所 氏 名
	印
医学生修学資金貸付条例施行規則第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。	
記	
届出事項	
届出事項の発生年月日	
届出内容	
添付書類 届出内容の欄に記載の事実を証する書類	

【発行・問合せ先】

宮城県保健福祉部医療人材対策室医師定着推進班
(宮城県医師育成機構 事務局)

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 (県庁7階南側)

TEL : 022-211-2692

E-mail : iryozint@pref.miyagi.lg.jp